

※以下の記入方法には記載されていますが、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、押印及び署名は不要となりました。

### 「様式」の記入方法について

#### (1) 届出受付番号

検疫所使用欄のため記入しないでください。

#### (2) 輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地）

- ①輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に記入し、押印します。
- ②輸入者が法人にあっては、法人の名称、所在地及び電話番号を記入し、当該法人の代表権を有する者の印又は法人印（株式会社、有限会社等の名称印）を押印します。
- ③法人名称の下には責任者の役職名及び氏名を記入し、代表権を有する者の印が押印されていない場合は、当該責任者の印を押印します。この責任者とは担当部長、課長等の広義の責任者をいいます。  
なお、これに代えて、輸入者である法人から委任を受けた当該法人の業務担当責任者の印を押印しても差し支えありません。この場合には、委任状を添付するとともに、食品等輸入届出書の輸入者の欄には委任者の法人の名称及び所在地並びに業務担当責任者の職名及び氏名を記入します。
- ④外国籍の会社で代表権を有する者の印又は法人印を所有していない場合には、法人の名称の下に責任者の役職名及び氏名を記入し、個人印を押印します。
- ⑤法人の代表権を有する者の印又は責任者若しくは業務担当責任者の記名押印については、署名に代えることができます。

#### (3) 届出種別

貨物到着予定日の7日前から貨物到着前までに食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲み、貨物到着後に提出する場合は、「一般」を○で囲みます。

また、計画輸入制度により特定の食品等を繰り返し輸入しようとする場合は、「計画輸入」を○で囲みます。

(4) 輸入者コード

(一財) 日本貿易関係手続簡易化協会の発給するコード (J A S T P R Oコード)、税関発給コード又は法人番号を左詰めで記入します。

なお、上記コードを有していない輸入者の場合は、空欄のままで差し支えありません。

マイナンバー (個人番号) を記入する欄ではありません。

(5) 生産国・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、その生産国又は地域名を記入し、「加工食品以外の食品」の場合は、その生産地 (国名又は地域名) を記入します。

なお、輸出入・港湾関連情報処理センター (N A C C Sセンター) のホームページに掲載する「輸入食品監視支援業務関連コード」 (以下「食品届出コード表」という。) に掲載された生産国又は製造国のコードも併せて記入します。

(6) 輸入食品衛生管理者登録番号

輸入者が (公社) 日本輸入食品安全推進協会の輸入食品衛生管理者として登録されている場合は、その登録番号を記入します。

(7) 製造者名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所 (A) コードに掲載された製造者・加工者のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所 (B) コードに掲載された製造者等のコードを記入します。

(8) 製造所名、住所・コード

貨物が「加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合はその製造所名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。

その場合、貨物が「食肉製品以外の加工食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（A）コードに掲載された製造所のコードを記入し、「食肉製品」の場合は、食品届出コード表の製造者・製造所（B）コードに掲載された製造所のコードを記入します。

※「未加工の食肉」の取扱いについて

- ・（8）の製造所欄には、とさつが行われたと畜場又は食鳥処理場若しくは分割、細切等が行われた施設の名称及び住所を記入するようお願いいたします。
- ・処理場のコードについては、「製造者・製造所（B）コード」を準用するようお願いいたします。

(9) 輸出者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合はその輸出者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZ9999

国コード

(10) 包装者名、住所・コード

貨物が「加工食品以外の食品」の場合で、かつ、包装されている場合はその包装者名及び住所を英数字で記入します。

また、食品届出コード表に掲載されたコードも併せて記入します。該当するコードがない場合は次のように記入します。

〇〇ZZW999

国コード

(11) 積込港・コード

貨物を船舶又は航空機に積み込んだ海港又は空港名を記入します（郵便物は発送地名）。

また、食品届出コード表に掲載された当該積込港のコードも併せて記入

します。

(12) 積込年月日

貨物を船舶又は航空機に積み込んだ年月日を記入します（郵便物は発送年月日）。

(13) 積卸港・コード

貨物を船舶又は航空機から積み卸した海港又は空港名を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された当該積卸港のコードも併せて記入します。

(14) 到着年月日

船舶又は航空機が貨物を積み卸すために海港又は空港に到着した年月日を記入します。

(15) 保管倉庫・コード

貨物が保管されている倉庫名（コンテナの場合はコンテナヤード名）又はその他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された保管場所のコードも併せて記入します。

(16) 搬入年月日

保管場所への貨物の搬入が終了した年月日を記入します。

(17) 貨物の記号及び番号

貨物の外装に表示されている記号、番号等、仕向地マーク、原産地マーク等を記入します。

なお、船舶貨物の場合はB/L番号、航空貨物の場合はAirway bill（混載の場合はHouse B/L）番号も併せて記入し、外国郵便物の場合は、「Address Mark」と記入します。

(18) 船舶又は航空機の名称又は便名

貨物を搭載してきた船舶の名称又は航空会社名及び便名を記入します。

(19) 届出年月日

食品等輸入届出書を提出する年月日を記入します。

(20) 事故の有無及びある場合はその概要

積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合は、「有」を○で囲み、その事故の原因、状況、数・重量等の概要も併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(21) 提出者・コード

食品等輸入届出書を検疫所の輸入食品監視担当窓口へ提出する者が輸入者と異なる場合、提出者の氏名（法人の場合、法人名及び担当者名）及び電話番号を記入します。

なお、提出者が「利用者コード」を有している場合は、そのコードも併せて記入します。

(22) 貨物の別

貨物が「食品」、「添加物」、「器具」、「容器包装」又は「おもちゃ」のうち、該当ものを○で囲みます。

(23) 継続の別

初めて輸入する貨物の場合は、「初回（F）」を○で囲みます。

有効期間内の試験成績がある場合は、「継続（C）」を○で囲み、当該成績書を添付するか、又は備考欄に検査実施時の届出受付番号を記入します。

以前に輸入の実績があり、かつ、到着した貨物で検査を実施する場合は、「更新（U）」を○で囲みます。

(24) 品目コード

食品届出コード表に掲載された品目のコードを記入します。

(25) 品名

商品名ではなく、そのものが何であるかを判断できる一般的な名称を記入します。商品名や品番等がある場合は、備考に記入します。

(26) 積込数量

輸出国において積み込んだ貨物の個数を記入し、数量単位は食品届出コード表に掲載された積込個数単位のコードを記入します。

(27) 積込重量

輸出国において積み込んだ貨物の正味重量をkg単位で小数点以下2桁まで記入します。

(28) 用途・コード

具体的な用途、使用目的等を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された用途のコードも併せて記入します。

(29) 包装種類・コード

食品等に直接接触する容器包装について具体的な材質を記入します。

なお、食品届出コード表に掲載された包装の種類コードも併せて記入します。

(30) 登録番号1

輸入食品等事前確認制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(31) 登録番号2

品目登録制度により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(32) 登録番号3

(公社)日本輸入食品安全推進協会の輸入食品等安全情報登録提供事業により登録を行っている場合、その登録番号を記入します。

(33) 衛生証明書番号

輸出国政府機関の発行する衛生証明書が必要な食肉、食肉製品、乳、乳製品、生食用かき及びふぐの場合、その衛生証明書番号を記入します。

(34) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質・コード

貨物が加工食品であるときは原材料名を、貨物が器具、容器包装又はおもちゃであるときはその材質を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された原材料又は材質のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

- (35) 貨物が添加物を含む食品の場合、当該添加物の品名（物質名）・コード、  
貨物が添加物製剤の場合、その成分・コード

貨物が食品であって、当該食品が着香の目的以外の目的で使用される添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものにあつては、規格基準が定められているものに限る。）を含むときは、当該添加物の品名、貨物が添加物であって、当該添加物が添加物（着香の目的で使用されるもの及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）を含む製剤であるときは、その成分を記入します。

また、食品届出コード表に掲載された添加物又は成分のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

- (36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法・コード

貨物が加工食品であるときは製造工程（特に加熱条件や殺菌方法等）を具体的に記入します。

また、食品届出コード表に掲載された製造又は加工方法のコードも併せて記入します。

なお、欄に記載できない場合は、「別紙」と記入して、別に記載したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

（注1）食品等輸入届出書の共通部（（1）から（21）まで）の記載につき、最大7欄（7品目）まで記入して届出できます。

（注2）旧様式の食品等輸入届出書においても、記載事項の不足分について旧様式の食品等輸入届出書の備考欄等に記入することにより輸入届出を行うことができます。